主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人浅古栄一の上告趣意のうち憲法一四条、三二条違反をいう点は、原判決に対する論難ではなく、その余は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年一月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	岡	原	昌	男
裁判官	村	上	朝	_
裁判官	小	Ш	信	雄